

## 5 . 日本国憲法の解説

### ・日本国憲法（一章、二章、三章{一部}、十章）の解説

#### 一章 天皇

- 第一条 天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基づく。
- 第二条 皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する。
- 第三条 天皇の国事に関するすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、その責任を負う。
- 第四条 天皇はこの憲法の定める国事に関する行為のみを行ひ国政に関する機能を有しない。  
天皇は、法律の定めるところにより、その国事に関する行為を委任することができる。
- 第五条 皇室典範の定めるところにより摂政を置くときは、摂政は、天皇の名でその国事に関する行為を行う。この場合には、前条第一項の規定を準用する。
- 第六条 天皇は国会の指名に基づいて、内閣総理大臣を指名する。  
天皇は、内閣に指名に基づいて、最高裁判所の長たる裁判官を指名する。
- 第七条 天皇は内閣の助言と承認により、国民のために、左の国事に関する行為を行う。
- 一 憲法改正、法律、政令及び条約を公布すること
  - 二 国会を召集すること。
  - 三 衆議院を解散すること。
  - 四 国会議員の総選挙の施行を公示すること。
  - 五 国務大臣および法律の定めるその他の官吏の任免並びに全権委任状および大使および公使の信任状を認証すること。
  - 六 大赦、特赦、減刑、刑の執行、の免除および復権を認証すること。
  - 七 栄典を授与すること。
  - 八 批准書及び法律の定めるその他の外交文書を認証すること。
  - 九 外国の大使および公使を接受すること。
  - 十 儀式を行うこと
- 第八条 皇室に財産を譲り渡し、または皇室が、財産を譲り受け、若しくは賜与することは、国会の議決に基づかななくてはならない。

この章は、天皇に対する規定を示した章です。しかし、天皇の規定についてというよりも国民主権を強調してあります。このように、君主について憲法で規定している国は日本以外にほとんどなく日本独特のものといえます。

ここで、この章の解釈の代表的なものを紹介したいと思います。

解釈が争われているのは、主に三つ、一つ目は天皇の象徴という位置づけ、二つ目は、戦前の天皇制と現在の天皇制は連続しているのか、それとも断絶しているのか、三つ目は、天皇は君主&元首とすべきか、です。

一つ目の、天皇の象徴という位置づけで争点となるのは、象徴規定から天皇の権限や処遇について特定の法的な意味合いが引き出せるのかという問題です。

否定派は、できないとし、それらは憲法他の規定から導かれる事柄に限定されるとしています。その理

由として象徴作用とは、何かを見聞きした人に別の何かを連想させるという心理作用であり本来法律とはなじまない、また天皇を見て日本国を連想させることを強制することはできないということを挙げています。

(小嶋 概説)

肯定派は、天皇は統治権の総覧者ではない、象徴である。そして、象徴の位置は『主権の存する国民』の総意に基づく。つまり、総意がなくなれば国民投票により、天皇制を含め廃止になりうることを意味する。しかし、現状ではそのような状態には陥っていない。つまり、主権を持つ国民の総意を得ているのだから、象徴という地位からでも特定の処遇や特権を導き出せるとしています。(清宮・憲法1)

いまのところ、肯定派のほうが多数を占めているようです。

二つ目の、天皇制の継続か断絶かという問題は一つ目の争点であった象徴規定と関係してきます。象徴規定というのは明治憲法下の天皇、つまり神話の神勅に基づく統治権の総覧者を否定する目的も含まれていました。それというのは、君主主権ではなく国民主権を採択していたからです。

主張のひとつに、このような変化に注目して日本国憲法はまったく新しい天皇制を創設したのだと唱える学説もあります。(杉原・憲法、坂本・理論)

しかし、多数派の意見では日本国憲法は今まで存続してきた天皇制を前提とした上で、天皇の地位・権限に根本的な加えたのだとしています。(清宮・憲法、芦田・憲法、戸波・憲法)

最後の三つ目の争点は、天皇を君主もしくは元首としていいのかという点です。

これは定義の問題とされているのですが、これを定義するには君主という言葉の意味をはっきりさせることが必要になります。君主の定義を、19世紀と変わらないとすれば 世襲かつ独任性である 統治権を総攬するか、少なくとも行政権の首長たる政府機関と考えるのに点と理解するならば、天皇は完全に の要件が欠けるので君主とはいえません。(宮沢 = 芦部・全訂憲法、杉原・憲法、戸波・憲法、松井・憲法)この説に立つ人は、一般的に日本に君主はおらず元首は内閣総理大臣、または内閣だと考えているようです。

これとは逆に天皇を君主、元首と考える意見もあります。その理由として、19世紀から20世紀にかけて君主元首の地位権限が国際的に縮小し変化したこと(イギリスやスペインの国王は行政権の首長といえるような権限は持ってないにもかかわらず、君主とみなされている)やGHQで憲法草案にかかわった人々は、儀礼的国家元首としておくことを意図していたが、明治憲法との違いがあやふやになることを恐れ象徴という言葉を用いたことの二点を挙げています。(高柳賢三 = 大友一郎 = 田中英夫・日本国憲法制定の過程2)

## 第二章 戦争の放棄

第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

前項の目的を達するため、陸海空軍その他戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

この章の解釈で大きく分かれる点は次の2点。まず一点目は日本に自衛権はあるのか、つまり完全に戦争を放棄したのかという点。そして二点目は、もし自衛権があるとしたら自衛戦争は行ってよいのかということです。すると、次の三つの説が立てられることになります。

- 1、自衛権を含めて全ての戦争行為及び戦力を否認しているとする説
- 2、自衛権は否定していないが戦争行為は否認しており、そのための戦力も認められないとする説
- 3、自衛の範囲内ならば戦争も戦力も認められるとする説

まず、自衛権の問題ですが、憲法制定当初では政府は自衛権を否認していました。1946年の衆議院本

会議で首相吉田茂が自衛権否定とも取れる発言をしたりもしています。しかし、現在自衛権は否定されることがほとんどありません。自衛隊を違憲であるとしている長沼事件でさえ、自衛権は認めています。

次に自衛戦が認められるのかどうかという問題ですが、これは一項、二項それぞれについて考えなくてはなりません。

一項では武力に衝突たる戦争を放棄しています。ところが、戦争の目的には自衛と侵略があります。一項では目的を限定して放棄したのでしょうか、それとも全面的に放棄したのでしょうか。この問題は「国際紛争を解決手段としては」という部分をどのように解釈するかという問題になっています。9条一項で放棄されたのは、侵略戦争であり、自衛戦は放棄されないとする説に立つ人は、その理由を不戦条約1条にあるとしています。不戦条約とは、第一次世界大戦後に交わされた多国間条約であり、国際紛争解決の手段として戦争を放棄紛争の解決の手段として平和的手段により解決するとしたものです。これは、9条第一項のモデルになった条約でもあります。限定放棄説を唱える人々は、その文言で放棄された戦争とは、侵略戦争であり、国際法上の用例に従い、一項は侵略戦争のみを放棄したのだ、としています。これに対し、全面放棄説を唱える人々は、戦争は侵略、自衛問わず国際紛争解決のためになされるということ、侵略戦争と自衛戦争の区別は不可能であるからすべての戦争を放棄したという立場をとっています。

限界放棄説は、第一項で限定されたのは侵略戦争のみとしています。しかし、第二項を合わせてみるとこの説もさらに二つの説に分かれるのです。一つ目の意見は、二項により戦力保持を禁じられるから、現実的にはすべての戦争を放棄せざるを得ないとする説です。二つ目は、自衛目的の最低限の実力は戦力にはあたらないと考える説で、ここの争点となるのは、「前項の目的を達するため」の解釈です。遂行不能説は、この意味を恒久平和の念願と解し、最低限の戦力を持てると主張する側は、「国際紛争解決するため」と解していません。

最後に政府の9条に対する解釈を紹介したいと思います。

憲法制定当初、政府は、憲法は一切の軍備を禁止し、自衛戦争をも放棄したと解していました。「1946年、衆議院委員会における吉田首相の答弁」

しかし、朝鮮戦争が勃発するとともに日本が再軍備され、憲法で禁止されたのは侵略戦争であって自衛戦争ではないとの立場をとるようになりました。また、自衛隊は必要最小限度の「実力」であって、憲法で禁止された「戦力」には当たらないとしました。(1950年、参議院本会議における吉田首相の答弁)(1952年、吉田内閣の政府統一見解)(1954年、鳩山内閣の政府統一見解)

1990年代以降、自衛隊の海外派遣が行われるようになると、自衛隊の海外での活動と9条との関係が改めて現実的問題として問われはじめました。これまでのところ政府は、自衛隊による米軍等への後方支援活動は集団的自衛権の行使にあたらぬ、などという解釈を示しています。

### ・第三章 国民の権利及び義務(一部)

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

- 第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない
- 第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。  
国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。
- 第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。  
すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。
- 第27条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。  
賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。  
児童は、これを酷使してはならない。
- 第28条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。
- 第31条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない
- 第32条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

この章は国民の権利と義務を記載したものです。人権カタログとも呼ばれています。

多くの世界憲法を参考にして作られています。下はその参考にした憲法の参照です。

権利の章典 (Bill of Rights・1689) / ヴァージニア人権宣言 (1776) / アメリカ独立宣言 (1776) / フランス人権宣言 (1789) / ワイマール憲法 (ドイツ共和国憲法・1919) / 合衆国憲法 / ソビエト憲法 / 世界人権宣言 (1948)

## ・第十章 最高法規

- 第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多のため試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。
- 第98条 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。  
日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。
- 第99条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

この章は、基本的人権、そして憲法の最高法規を規定している章です、つまり憲法に違反するすべての法規範はその効力を持たないということです。ところが、第2項で国際法規の遵守が規定されおり、憲法と国際法規のどちらの効力が上位であるかがかつては問題となりました。しかし、日本国憲法は硬性憲法のため、厳格な改正手続きが必要になります。そのような性質を持つ憲法が条約によって、容易に改廃できることとなるのは整合性がとれないので今では憲法優位説が、ほぼ一致した通説となっています。

ただし、降伏条約などのように国の存廃に関わる条約については、条約が優位するというのが政府の採用している解釈です。